たというケースである。

大阪南港事件最高裁決定批判

大阪南港事件とは

大阪南港事件の解決 本決定の問題点

本決定の意義と矛盾

六 五 四 三 二 主たる原因でなくてよい

大阪南港事件とは

により死期を若干数分程度早める暴行が加えられたのち、被害者は被告人の暴行に主に起因する傷害によって死に至っ 大阪南港事件は、被告人が致命的ともいえる暴行を被害者に加えたあと放置し、被害者が死に至るまでの間に何者か

(1)最三小決平成二年一一月二〇日刑集四四巻八号八三七頁。次のような判示が示された(最高裁判所ホームページのPDFファイルによ 以下同じ)。「なお、 原判決及びその是認する第一審判決の認定によると、 本件の事実関係は、 以下のとおりである。 すなわち、

清 生

水 晴

正当である。」と。

り死亡するに至った。 車で運搬し、 ものであった、 頭頂部を数回殴打されているが、その暴行は、既に発生していた内因性高血圧性橋脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与える を上昇させ、 器の底や皮バンドで本件被害者の頭部等を多数回殴打するなどの暴行を加えた結果、 昭和五六年一月一五日午後八時ころから午後九時ころまでの間、 右同日午後一○時四○分ころ、同所に放置して立ち去ったところ、被害者は、翌一六日未明、 内因性高血圧性橋脳出血を発生させて意識消失状態に陥らせた後、同人を大阪市c区d所在の建材会社の資材置場まで自動 というのである。 ところで、 右の資材置場においてうつ伏せの状態で倒れていた被害者は、 自己の営む三重県阿山郡a町大字b町所在の飯場において、 恐怖心による心理的圧迫等によって、 その生存中、 内因性高血圧性橋脳出血によ 何者かによって角材でその

期が早められたとしても、 このように、犯人の暴行により被害者の死因となった傷害が形成された場合には、 犯人の暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができ、本件において傷害致死罪の成立を認めた 仮にその後第三者により加えられた暴行によって死

本決定の意義と矛盾

従来であれば早められた「死期」を基準として、発見されなかった介在暴行犯人の暴行こそが被害者の早められた具

体的な時点での死の結果を引き起こしたと評価されてきた。

なぜならば死とはまさに死期を早めることにほかならないからである。

を加えた被告人に死の結果を帰責する結論を認めた。この決定が示す直感的な妥当性は広く受け入れられたといってよ 大阪南港事件決定は、この介在暴行犯人が発見されなかったという事情を踏まえた上で、 主たる死因を形成する暴行

仮にこの介在暴行犯人が後に発見された場合、 この犯人にも死の結果が重畳的に帰責されるのか、 それともすでに死

筆者もまた同様であった。

大阪南港事件最高裁決定批判 (清水) 394 (33)

ただ間違いなくいえることは、

いずれにしてもこの南港事件の

「死因」を基準にする判断がこれまでの

「死期」

を基

見つかっていた場合は既遂結果の帰責先に関する結論は反対となるのか、 の既遂結果は南港事件の被告人に帰された以上、 もはや介在犯人に帰される余地はないのか、 といったことはなんら明らかでは 逆にこの介在犯人が先に

おそらく死を引き起こしたのは被告人の行為だという立論であるから、 介在暴行者の暴行は死を引き起こしたもので

死の結果は帰責されないという方が理に適うだろう。

はないと反対解釈され、

り、 なかったはずなのである。 れるからである。おそらくただ「若干死期を早めた」という認定こそが頸木となって、従来の枠組をはみ出す結果を招 ほしい。 た の そうだとすれば本件でも、 また十分そのようにいえたであろう。 原因でなくてよいとしてきたはずである。 のではなかろうか。 かし思い出してもらいたいのだが、判例はこれまで因果関係を判断するに際して、原因は必ずしも主たるまたは唯 そこでは主たる原因行為も従たる原因行為もどちらも起訴されうる、 本来、 主たる原因だからではなく、原因の一つだから因果関係があるといえば済んだはずであ 判例の因果関係論においても、 先行行為もまた早められた具体的結果に対しても大いに寄与したように思わ そのような判断を示してきたこれまでの多くの判例とぜひ比較してみて 原因は主たるものである必要も唯 帰責されうるとされてきたはずである。 一のものである必要も

り を、 準 -にす 率直に言えば本決定は他の場合と矛盾する判断を行なったということである。 何らそれらを整合させる基準も場合分けの基準も示さないままに用いたのであるから、 る判断を否定するものとは考えられない以上、 ٧١ わば異なる基準、 しかも全く正反対 そこには明らかに矛盾が残 の結論を導く異なる基準

Ξ 本決定の問題点

因」を基準にした評価方法そのものが持つ問題点を指摘しなければならない。 本決定が抱える問 題点は、 他の場合と異なる基準を妥当させた点で矛盾がある、 というばかりではない。 その

死

本決定は結論の一見したところでの妥当性が広く受け入れられ、積極的な評価さえ与えられてきた。

維持するためのチューブを外したというような場合、患者の主たる死因は病気によって引き起こされたものであり、 例えば不治の病により今夜には息を引き取ろうとしている患者の苦しむ姿にいたたまれなくなって、 しかしその結論の妥当性さえ疑わしい。 看護士が呼吸を

看

護士の関与は病気による影響をわずかに拡大させ、死期を若干早めたに過ぎないものといわざるをえない。 南港事件決定の基準をあてはめれば看護士の行為はせいぜい暴行か傷害にとどまるということになるが、

とは思われない。

が には答えようが な状態を作り出したのち何らの手当てもできないまま放置している状況 ような理由からかがまったく明らかでない状態のまま、 いずれにしても「死期」ではなく「死因」に主眼を置いた基準がどのような場合に利用可能なのか、そしてそれはどの 可能であり、 このように結論の妥当性さえ疑わしい南港事件決定の基準、人によっては行為が結果に実現したかといったような、 被告人・弁護人は並存する基準の両方に対応できるように防御を図りそのための準備を進めなければな ないのだが) においては、 検察官は並存する基準の便利な方を自由に使って訴因を形成し起訴すること 最高裁判所が理由も示さず(珍しいことではないが)そのよう (無論最高裁は同種事案が上がってこないこと

大阪南港事件最高裁決定批判 (清水) 392 (35)

る場合ではないのである。

大阪南港事件の解決

兀

らない。

果を抽象化することは決して許されないはずである。この抽象化を許した最高裁決定はこの点についても明確に理由 被害者に発生した具体的な死はあくまで早められたその時点での死だったというほかない。 では再び大阪南港事件の事案に立ち戻って考えてみよう。はたしてどのような結論こそが妥当なものだったのか。 死という構成要件該当結

れているという状況であれば一定の曖昧な認定も許される余地があるだろう。 検視によってもはっきりと死期が特定できないが、 訴因として十分なほど他の可能性や他の行為との関わりが排

説明する必要があった。

上もはっきりと区別され、 異なる時点として事実認定されているのであり、全く抽象的・曖昧な認定を許すことのでき

しかしここでは介在した角材による頭部殴打という暴行が引き起こす死の時点とそれがない場合の

死の時点とは証拠

この意味では南港事件決定は証拠に基づかずに、 あるいは証拠と矛盾する判断をしたという違法をも犯しているとい

わざるをえない。

必故意による殺人未遂が立証されえないというのであれば、(もちろん大変に重大な)傷害にとどまるとせざるをえな そしてこの具体的 、な時点の死を引き起こしたのは間違いなく介在暴行犯人だったのであるから、 被告人の行為は 未

かったのである。

五 主たる原因でなくてよい

てよい、さらには主たる原因でさえなくてよい、 先にも少し触れたが、 判例はこれまでむしろ、因果関係を認めるのに、直接の原因でなくてよい、唯一の原因でなく 間接のあるいは劣勢の原因であっても構わないとしてきたのではな

本決定のこの点に関する矛盾は決定的なものである。

被告人の暴行により全治三週間の加療を要するとして入院していた被害者が暴れたり勝手に外出するなどしたために

何ら主たる死因を形成するものではないのであるから、既遂結果を帰責することは許されないはずである。そして一見 定的な落ち度があった場合には、もはや被告人らの行為は死期を早めるどころか、些細なきっかけを与えたに過ぎず、 死亡したといったようなケースや、指導に従わずに海中ではぐれて死亡した潜水指導のケースなども、被害者自身に決 んど否定されえないと批判されてきたことからすれば、むしろ南港事件の「死因」基準を積極的にさらに拡大して適用 したところの妥当性という意味ではむしろそのような結論の方が常識に照らして妥当であり、これまで因果関係がほと

かしそれは明確な基準や類型化などが精密になされた上でなければ、 公平な裁判がなされているものとはいいえな すべきものとして評価する余地さえあるかもしれない。

\ \ \

だと考えられるのである。 は、 うのかという難しい問題が残り、この曖昧さこそが「死因」基準をむしろこれまで積極評価してこなかったことの理由 ったがために大きな被害が出たり、あるいは被害が拡大したというような場合(ホテルニュー・ジャパン事件等)で また例えば、 主たる原因とははたしてどのようなものをいうのか、どのような基準で判断するのか、 宿泊客のタバコの不始末が原因で出火したが、 ホテル の側 の防火設備、 避難誘導等が不十分、 何をもって主たるものとい 未整備で

港事件が示した基準は何も説明していないのであり、 はたして主たるものであるのか、重大な医療ミスとそうでない場合とを分ける基準はいかなるものであるか、一 示したに過ぎないと批判せざるをえないのである。 ら通常予見できるような介在事情の場合でも因果関係は切れるのかどうか、こういった様々な場面や要素に関して、南 無謀運転による交通事故で怪我を負わせたドライバーと、 単に「行為が結果に実現したかどうか」といった直感的な判断を その後に介在した医師や看護士による医療ミスのどちらが

後に上記左後頸部刺創に基づく頭部循環障害による脳機能障害により死亡した。(四)被告人は、 経過すれば、 に赴いて受診し、 等を突き刺すなどし、 最二小決平成一六年二月一七日刑集五八巻二号一六九頁。次のような判示がなされている。すなわち「1 その頭部をビール瓶で殴打したり、足蹴にしたりするなどの暴行を加えた上、共犯者の一名が底の割れたビール瓶で被害者の後頸部 深頸静脈、 本件傷害致死事件の事実関係等は、 約3週間との見通しを持った。(三) 外椎骨静脈沿叢などを損傷し、多量の出血を来すものであった。(二) 被害者は、受傷後直ちに知人の運転する車で病院 翌日未明までに止血のための緊急手術を受け、術後、いったんは容体が安定し、 同人に左後頸部刺創による左後頸部血管損傷等の傷害を負わせた。被害者の負った左後頸部刺創は、 次のとおりである。(一)被告人は、外数名と共謀の上、深夜、飲食店街の路上で、 しかし、その日のうちに、被害者の容体が急変し、 原審公判廷において、 担当医は、 他の病院に転院したが、 原判決の認定及び記録によ 加療期間について、 上記容体急変の直 頸椎左後方に 事件の5日

得る身体の損傷であって、 前 るというべきであり、 に治療の効果が上がらなかったという事情が介在していたとしても、 被害者が無断退院しようとして、体から治療用の管を抜くなどして暴れ、それが原因で容体が悪化したと聞いている旨述べていると 被害者が医師の指示に従わず安静に努めなかったことが治療の効果を減殺した可能性があることは、 以 上のような事実関係等によれば、被告人らの行為により被害者の受けた前記の傷害は、 本件において傷害致死罪の成立を認めた原判断は、 仮に被害者の死亡の結果発生までの間に、 被告人らの暴行による傷害と被害者の死亡との間には因果関係があ 上記のように被害者が医師の指示に従わず安静に努めなかったため 正当である。」と。 それ自体死亡の結果をもたらし 記録上否定することができな

死亡という結果との間の因果関係につき、職権により判断する。 最一小決平成四年一二月一七日刑集四六巻九号六八三頁。次のように判示された。「なお、所論にかんがみ、 被告人の過失行為と被害者

なく、 せた後、 れも前記資格認定団体における四回程度の潜水訓練と講義を受けることによって取得できる資格を有していて、 上に浮上したものの、 生らと共に沖へ数十メートル水中移動を行い、被害者の圧縮空気タンク内の空気残圧量が少なくなっていることを確認して、 各担当の受講生を監視するように指示した上、一団となって潜水を開始し、一〇〇メートル余り前進した地点で魚を捕えて受講生らに見 生に対して圧縮空気タンクなどのアクアラング機材を使用して行う夜間潜水の講習指導を実施した。当時海中は夜間であることやそれ 心者の域にあって、 の空気残圧量を頻繁に確認し、 に空気を使い果たして恐慌状態に陥り、 に追随したことから、 た。この間、 での降雨のため視界が悪く、海上では風速四メートル前後の風が吹き続けていた。被告人は、受講生二名ごとに指導補助者一名を配して 六三年五月四日午後九時ころ、 .の資格認定団体から認定を受けた潜水指導者として、潜水講習の受講生に対する潜水技術の指導業務に従事していた者であるが のうねりのような流れにより沖の方に流された上、 後方を確認しないまま前進し、後ろを振り返ったところ、 本件の事実関係は、 再び移動を開始したが、その際、受講生らがそのまま自分についてくるものと考え、指導補助者らにも特別の指示を与えること 他の指導補助者一名と受講生六名は、逃げた魚に気をとられていたため被告人の移動に気付かずにその場に取り残され、 潜水の知識、 風波のため水面移動が困難であるとして、受講生らに再び水中移動を指示し、これに従った被害者は、 移動開始地点に引き返した被告人は、 原判決及びその是認する第一審判決の認定によると、 空気残圧量が少なくなったときは海上に浮上すべきこと等の注意事項は一応教えられてはいたが 和歌山県a町の海岸近くの海中において、 技術を常に生かせるとは限らず、 自ら適切な措置を採ることができないままに、でき死するに至った。 右指導補助者が被告人を探し求めて沖に向かって水中移動を行い、 受講生らの姿を発見できず、これを見失うに至った。 指導補助者二名しか追従していないことに気付き、 ことに夜間潜水は、 指導補助者三名を指揮しながら、本件被害者を含む六名の受講 次のとおりである。 視界が悪く、 1 不安感や恐怖感が助長されるため、 被告人は、 2 潜水中圧縮空気タンク内 右受講生六名は、 右指導補助者は、 移動開始地点に戻っ スキューバ いったん海 イ いず

あったのではないかと思われる。

た。

するために本件講習に参加していたもので、指導補助者としての経験は極めて浅く、潜水指導の技能を十分習得しておらず、 熟であって、 がなくなった際に、 ていた以外には、各担当の受講生二名を監視することを指示されていたのみで、それ以上に具体的な指示は与えられていなかった。 経験も二、三回しかない上、 て認識していた。また、 圧縮空気タンク内の空気を通常より多量に消費し、指導者からの適切な指示、 右事実関係の下においては、被告人が、夜間潜水の講習指導中、受講生らの動向に注意することなく不用意に移動して受講生らの 夜間潜水も初めてである上、潜水中の空気消費量が他の受講生より多く、このことは、被告人もそれまでの講習指導を通じ 単独では適切な措置を講ぜられないおそれがあった。特に被害者は、受講生らの中でも、 指導補助者らも、いずれもスキューバダイビングにおける上級者の資格を有するものの、 被告人からは、 受講生と共に、海中ではぐれた場合には海上に浮上して待機するようにとの一般的注意を受け 誘導がなければ、漫然と空気を消費してしまい、 潜水経験に乏しく技術が未 更に上位の資格を取得 夜間潜水の

ないというべきである。 否定できないが、 る結果を引き起こしかねない危険性を持つものであり、被告人を見失った後の指導補助者及び被害者に適切を欠く行動があったことは とができないおそれがあった被害者をして、海中で空気を使い果たし、 そばから離れ、同人らを見失うに至った行為は、それ自体が、指導者からの適切な指示、誘導がなければ事態に適応した措置を講ずるこ それは被告人の右行為から誘発されたものであって、 右因果関係を肯定し、被告人につき業務上過失致死罪の成立を認めた原判断は、 被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げ ひいては適切な措置を講ずることもできないままに、でき死させ 正当として是認することができ

六 結語

そうであると同時に、 相当因果関係説は先にも述べたとおり、 因果関係をある程度広く認めるという実践上、実務上の意義が積極的に評価される余地もあ 因果関係が否定されることは実際上ほとんどないと批判されてきた。

それ は特に偶然的 な介在事情の介入により、 先行する行為への帰責を否定しないためには比較的広く認める必要が

なかったからである。 と思われる。 L し実際のところ、この点に関しては従来の相当説によっても南港事件の基準によっても違いは生じていないもの というのも、 相俟って結果に実現していれば足りると捉えれば、この基準もまた広汎性を獲得する。 行為が結果に実現したかどうかという基準もまた必ずしも主たる原因性を要求するものでは よって因

果関係 の限定作用は認められず、認められたとすればそれは恣意的な感覚的な判断でしかない。

高速道路に駐車させたり、車のトランクに人を閉じ込めたり、高速道路に逃げ込まざるをえなくなるまで暴行を加え

事件決定の基準によっても容易に行なえるのである。

たりした先行行為者たちへの十分な帰責のために、

間接的ないし並存的な原因に対して既遂結果を帰することは

南港

もない、 無論、 ともいえよう。 般人ならば予見可能かどうかという判断基底の判断基準も経験的な基準に過ぎず、 決して明確でも客観的で

かし主たる原因はなにかという基準の曖昧さと比較したときには、 ~ったか。 なお相当説に分があるように思われる。 そして

機能する余地の少ないとされてきた相当説は、 本件大阪南港事件ではむしろ強く、 決定的に機能しえたはずだった。

相当説

は原因説を克服して登場した説ではなか

どのように機能しえたのか。

見に至らず、 た本件の死について被告人の行為との間の因果関係は否定され、 般人により通常予見できないような異常な介在的暴行が偶然に介入したことにより、 被告人は死を引き起こしたに等しい傷害行為について重い刑事責任に問われる、 最終的な死の結果を帰属されるべき暴行の行為者は 特定時点の具体的 との結論が導かれたはず に画定され 発

であっただろう。

し本決定はそのような結論を見出さず、 当該死の結果を引き起こしたものではない被告人の傷害行為との 間

に因

が認められると理由を付さずに強弁し、 既遂の結果を負わせたのである。

審判決によれば、

本件の事実関係は、

次のとおりである

最三小決平成一六年一○月一九日刑集五八巻七号六四五頁。

次のように判示されている。

すなわち 一1

原判決及びその是認する第一

者のD及びE C車は第3通行帯上のA車の前方約一七・ 行を加えていた午前6時7分ころ、本件現場付近道路の第三通行帯を進行していたB運転の普通乗用自動車(以下『B車』という。)及び かってきたので、Aは、被告人に対し、顔面に頭突きをしたり、 ボックスから抜いて、 の内側に入ってAの顔面を手けんで殴打したりしたため、Aは、 と怒鳴った。Aが、運転席ドアを少し開けたところ、被告人は、ドアを開けてステップに上がり、エンジンキーに手を伸ばしたり、 交通量があった。(三)被告人は、降車してA車まで歩いて行き、 告人車の減速に合わせて減速し、午前六時ころ、被告人が同道路d起点二八.八キロポスト付近の第三通行帯に自車を停止させると、A 被告人と争いになるのを避けようとしていたものの、被告人が執ように停止を求めてくるので、相手から話を聞こうと考えるに至り、 出したり、 せようと考えた。 C運転の普通乗用自動車(以下『C車』という。)は、A車を避けようとして第二通行帯に車線変更したが、C車がB車に追突したため、 も被告人車の後方約五. を運転して、高速自動車国道a自動車道下り線(片側三車線道路) 「A車』という。) 被告人は、平成一四年一月一二日午前六時少し前ころ、知人女性を助手席に乗せ、 自車まで引っ張って行った。Aが、被告人車の同乗女性に謝罪の言葉を言うと、被告人は、 A車の前方に進入して速度を落としたりして、Aに停止するよう求めた。これに対し、Aは、 (以下『Dら』という。)が降車したので、被告人は、 (二)被告人は、パッシングをしたり、ウィンカーを点滅させたり、 を運転し、 ズボンのポケットに入れた。 五mの地点に自車を停止させた。なお、 同方向に進行していたAの運転態度に立腹し、 四mの地点に、 (四)それから、 B車はC車の前方約四: 鼻の上辺りを殴打したりするなどの反撃を加えた。 被告人にエンジンキーを取り上げられることを恐れ、これを自車のキー 当時は夜明け前で、現場付近は照明設備のない暗い場所であり、相 同車の運転席ドア付近で、『トレーラーの運転手のくせに。謝れ。』など をb方面からc方面に向けて走行していたが、大型トレーラー(以下 暴行をやめて携帯電話で友人に電話をかけ、 被告人は、『女に謝れ。』と言って、 A車を停止させてAに文句を言い、 九mの地点に、 A車と併走しながら幅寄せをしたり、 普通乗用自動車(以下「被告人車」という。) それぞれ停止した。 Aの腰部等を足げり Aを運転席から路上に引きずり 当初は車線変更をするなどして A は、 自分や同乗女性に謝罪さ (五)被告人が上記暴 自車に戻って携帯 C車から同乗 窓から右手を ドア

亡し、同乗者一名が全治約三か月の重傷を負うという本件事故が発生した。 せた。(一〇)ところが、 ろ、停止中のA車後部に、 きないと判断し、C車とB車に進路を空けるよう依頼しようとして、再び自車から降車し、C車に向かって歩き始めた午前六時二五分こ 電話で被告人に殴られたこと等を110番通報した。(七)それから、被告人は、Dらに近づいて声を掛け、 いてきたDらと共に付近を捜したりしたが、結局、 エンジンキーが見付からなかったため、暴行を受けた際に被告人に投棄されたものと勘違いして、再び一一〇番通報したり、 A は、 同乗女性に自車を運転させ、 Dらを被告人の仲間と思い、 A は、 同通行帯をb方面からc方面に向け進行してきた普通乗用自動車が衝突し、同車の運転者及び同乗者三名が死 前方にC車とB車が停止していたため、自車を第三通行帯で十分に加速し、 第二通行帯に車線変更して、本件現場から走り去った。(九)Aは、 **Dらから声を掛けられても無言で運転席に座っていた。(八)被告人は、午前六時一七、一八分** それが自分のズボンのポケットに入っていたのを発見し、 自車を発車させようとしたもの A車の所に共に歩いて 安全に発進させることがで 自車のエンジンを始動さ

正当である。」と。 たといえる。そうすると、被告人の過失行為と被害者らの死傷との間には因果関係があるというべきであるから、これと同旨の原判断は 介在して発生したものであるが、それらは被告人の上記過失行為及びこれと密接に関連してされた一連の暴行等に誘発されたものであっ う被告人の本件過失行為は、 被告人車が本件現場を走り去ってから七、八分後まで、危険な本件現場に自車を停止させ続けたことなど、 【要旨】以上によれば、 本件事故は、 被告人の上記過失行為の後、 それ自体において後続車の追突等による人身事故につながる重大な危険性を有していたというべきである。 Aに文句を言い謝罪させるため、 Aが、自らエンジンキーをズボンのポケットに入れたことを失念し周囲を捜すなどし 夜明け前の暗い高速道路の第三通行帯上に自車及びA車を停止させたとい 少なからぬ他人の行動等が

5 これによって同車後部のトランクは、 によれば、本件の事実関係は、 は前方不注意のために、 道路上であった。(二)上記車両が停車して数分後の同日午前三時五〇分ころ、後方から普通乗用自動車が走行してきたが、その運転者 自動車後部のトランク内に被害者を押し込み、トランクカバーを閉めて脱出不能にし同車を発進走行させた後 最一小決平成一八年三月二七日刑集六○巻三号三八二頁。次のように判示がなされた。「1 間もなく同傷害により死亡した。 大阪府岸和田市内の路上で停車した。その停車した地点は、 停車中の上記車両に至近距離に至るまで気付かず、同車のほぼ真後ろから時速約六○㎞でその後部に追突した。 次のとおりである。(一)被告人は、二名と共謀の上、平成一六年三月六日午前1 その中央部がへこみ、トランク内に押し込まれていた被害者は、第二・第三頸髄挫傷の傷害を負っ 車道の幅員が約七. 五mの片側 原判決及びその是認する第1審判決の認定 一車線のほぼ直線の見通しのよい 三時四〇分ころ、 呼び出した知人らと合流

以上の事実関係の下においては、 被害者の死亡原因が直接的には追突事故を起こした第三者の甚だしい過失行為にあるとしても、 謝を申し上げるとともに、ご冥福をお祈りいたします。)

できる。したがって、 道路上で停車中の普通乗用自動車後部のトランク内に被害者を監禁した本件監禁行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することが 本件において逮捕監禁致死罪の成立を認めた原判断は、正当である。」と。

最二小決平成一五年七月一六日刑集五七巻七号九五○頁。 次のような判示がなされた。すなわち、「なお、所論にかんがみ、 職権により

判断する。

- 感を抱き、逃走を開始してから約一○分後、被告人らによる追跡から逃れるため、上記マンションから約七六三mないし約八一○m離れ 的に同様の暴行を加えた。(二)被害者は、すきをみて、上記マンション居室から靴下履きのまま逃走したが、被告人らに対し極度の恐怖 お た高速道路に進入し、疾走してきた自動車に衝突され、後続の自動車にれき過されて、死亡した。 原判決の認定によると、本件の事実関係は、次のとおりである。(一)被告人四名は、 深夜約二時間一○分にわたり、間断なく極めて激しい暴行を繰り返し、引き続き、マンション居室において、 他の二名と共謀の上、 被害者に対し、 約四五分間、
- 図る過程で、 ができるから、 不相当であったとはいえない。そうすると、被害者が高速道路に進入して死亡したのは、被告人らの暴行に起因するものと評価すること というほかないが、被害者は、 2 【要旨】以上の事実関係の下においては、被害者が逃走しようとして高速道路に進入したことは、それ自体極めて危険な行為である とっさにそのような行動を選択したものと認められ、その行動が、被告人らの暴行から逃れる方法として、 被告人らの暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定した原判決は、正当として是認することができる。」と。 被告人らから長時間激しくかつ執ような暴行を受け、被告人らに対し極度の恐怖感を抱き、 著しく不自然、 必死に逃走を

(本学法学部教授)

***** 早野先生には法学部、 法科大学院を通して、各別のご学恩を賜り、また親しく接していただきました。 心より感